

生活のきまり

高等学校の生徒としての自覚と責任のもとに、お互いの人格を尊重し、相互に信頼し合い、協力し合って、自主的判断に基づいて、よりよい校風を樹立していこう。

1. 基本的生活習慣

- (1) 登下校は定められた時間に従い、欠席・遅刻・早退をする場合は、所定の方法で担任に届け出る。
- (2) 休日及び長期休業中に登校し、校舎・校具の使用を希望する時は、事前に届け出て許可を得る。
- (3) 服装は、登下校時および制服着用を要する校外活動には、所定の制服を着用する。
(「服装等のきまり」は別に定める)
- (4) 履物は、登下校時には靴を着用し、上履きは指定の運動靴とする。
(つぶし履き厳禁)
- (5) 怪我、病気等で、所定の制服等以外のものを着用するときは、担任に届け出る。
- (6) 頭髪等は、高校生にふさわしいものとし、身だしなみに心がける。
(詳細は「服装等のきまり」による)

2. 公共物・所持品の扱い

- (1) 公共の施設・備品等は大切に扱い、破損した場合は、ただちに担任または責任者に届け出て指示を受ける。
- (2) 冬季に暖房等で特別に火気を使用する時は、担当職員に事前に届け出て許可を得る。
それ以外は火気使用を禁止する。
- (3) 時間外に校舎を使用する時は、担当職員に、事前に届け出て許可を得る。
- (4) 環境の美化に努め、校舎・校具の使用後はよく後始末をする。
- (5) HR教室以外での授業・作業・行事等の際は、貴重品の管理に十分留意し、適宜ロッカーを使用する。
- (6) 所持品には記名する。金品を紛失、または拾得した場合は、ただちに担任に届ける。

3. 風紀・保健

- (1) 次の項目は厳禁とする。

- | |
|--------------|
| ① 飲酒・喫煙 |
| ② 暴力・破壊 |
| ③ 万引き |
| ④ 不健全娯楽 |
| ⑤ 考査における不正行為 |

- (2) 校内外の生活は、高校生としての品位ある行動をする。
- (3) 夜間外出の際は、午後9時までに帰宅することを原則とする。保護者の許可なく外出しない。

4. 交通安全(詳細は「交通安全に関するきまり」による)

- (1) 人命尊重を第一義とし、交通事故防止に努める。
- (2) 自転車・原付バイク通学(自動二輪・自動車は不許可)をする時は、所定の用紙によって届け出て許可を得る。

- (3) 自動車の運転免許を取得する時、及び自動車学校に入校する時は、所定の用紙によって届け出て許可を得る。
- (4) 原付バイクの運転免許を取得したときは、所定の用紙によって届け出る。
※1年生は夏季休業以降に取得可能とする。（自動二輪の免許取得は認めない）

5. 学校施設の使用

学校施設の使用は、学習、学校行事、生徒会活動等の教育活動での使用を原則とする。

諸届・願の手続き

項 目	口頭	用紙	手続
欠席・遅刻	○		届
早退	○		届
交通事故・違反	○		届
物品破損	○		届
下宿		○	届
運転免許取得（原付バイク）		○	届
運転免許取得（自動車）		○	願
通学（原付バイク・自転車）		○	願
火気使用		○	願
時間外校舎使用		○	願
アルバイト		○	届・願

附 則

平成 14 年 3 月 1 日 一部改正
 平成 17 年 4 月 1 日 一部改正
 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

服装等のきまり

服装や頭髪は、自己の内面を表すものであるから、清楚で活動性に富み、学習活動にふさわしいものとし、次に規定する。なお、細部については、必要に応じて連絡し、指導を行う。

1. 服装

<男子>

- (1) 上下ともに標準型とし、変形は禁止する。
- (2) 標準的な白色ワイシャツを着用する。
- (3) ベルトやソックスは華美なものを避ける。
- (4) 学生服の首襟の左側には、校章をつける。

<女子>

- (1) 学校指定の標準服とし、上衣、スカートまたはズボンを着用する。
(スカートは、ウエストと裾、ズボンはウエストに校章が刺繍されているもの)
- (2) ソックス、タイツ、ストッキングは華美なものを避ける。
- (3) ワイシャツ・ブラウスには学年指定のリボンを結ぶ。
- (4) 制服の左胸には、校章をつける。

<男女共通>

- (1) レインコート・オーバーは華美なものを避ける。
- (2) 原付バイク通学者は、安全を心がけた服装とする。

2. 衣替えの時期

- (1) 6月1日より夏季制服
- (2) 10月1日より冬季制服
※1ヶ月前後を移行期間とする。
- (3) 夏季服装は下記によるものとする。

<男子>

- ・標準的な白色ワイシャツとする。

<女子>

- ・標準的な白色ワイシャツ・ワイシャツ形式のブラウスとする。
- ・リボンを着用しなくてもかまわない。

<男女共通>

- ・白色ワイシャツ内に着用する物は、華美なものではなく文字、絵柄が透けて見えないものとする。
- ・シャツの第一ボタンのみ外してもかまわない。

3. 頭髪など

- (1) 頭髪は、清潔感があり、学校生活に支障のない適切なものとする。
- (2) パーマ・脱色・染色は禁止する。
- (3) ひげは禁止する。

4. その他

(1) 上履きは学年指定の紐を結び、両足のつま先に、よく見える大きさに記名する。



(2) マニキュア・着色リップクリーム・化粧品・香料等は禁止する。

(3) 装身具類は身につけない。

附 則

平成 5 年 4 月 1 日	一部改正
平成 13 年 2 月 21 日	一部改正
平成 16 年 3 月 1 日	一部改正
平成 21 年 4 月 3 日	一部改正
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正

アルバイトについて

学生の本分は学習である。従って学業を優先することが大原則である。アルバイトを行う場合、この原則を守り、次に従って行わなければならない。

1. アルバイトを実施する場合は、良識に基づき、保護者の監督のもとに行う。
2. アルバイトは原則として、長期休業中のみとし、所定の用紙で届け出て許可を得る。
3. アルバイトを行う際の日数については、夏休みは3週間以内、春休みは2週間以内、冬休みは1週間以内とする。
4. 長期休業中以外のアルバイトを希望する場合については、保護者がHR担任に相談をし、所定の「アルバイト願い（長期休業中以外）」を提出する。学校でアルバイトの可否を協議し、許可が下りた場合、事業所に「アルバイト届」を記入してもらい、提出をした後でアルバイトを開始することができる。ただし、原則として授業のある平日、定期考査1週間前と定期考査期間中、学校行事（練習、準備を含む）等を欠席してのアルバイトは認めない。
5. 成績不振者（学期末の欠点取得者）にはアルバイトを許可しない。
6. 職種については、生命の危険を伴うもの、その他、高校生として不適切と認められるものは禁止する。
7. 就職のための職場見学を兼ねたアルバイトについては、原則として禁止する。

附 則

平成 3年4月 1日	一部改正
平成 4年4月 7日	一部改正
平成 18年4月 1日	一部改正
平成 26年4月 1日	一部改正
平成 30年4月 1日	一部改正
平成 31年4月 1日	一部改正
令和 2年8月 24日	一部改正
令和 4年10月 1日	一部改正

交通安全に関するきまり

1. 基本的なきまり

運転者も歩行者も、交通関係法令を遵守し、マナーを守り、人命尊重を第一義として、事故や違反の防止に努めなければならない。

2. 原動機付き自転車（以下原付バイク）免許取得について

(1) 原付バイクの運転免許の受験は、休業日とする。（受験のための欠席は認めない）
ただし、1年生は夏季休業以降に取得可能とする。

(2) 自動二輪の運転免許取得は禁止する。

(3) 原付バイクの運転免許を取得した際は、所定の用紙によってすみやかに届け出る。

(4) 原付バイクの車両を取得した際は、所定の用紙によってすみやかに届け出る。

3. 自動車運転免許取得について

(1) 自動車学校等への入校は、3年生の2学期末成績決定後の休日及びそれ以降の長期休業日とする。

※ 成績不振者には入校を許可しない。

(2) 自動車運転免許取得のため、自動車学校等に入校を希望するものは、事前にHR担任をとおして所定の用紙によって届け出て、係の許可を得なければならない。

(3) 自動車運転免許の受験は、休業日とする。（受験のための欠席は認めない）

(4) 自動車運転免許を取得した際は、所定の用紙によってすみやかに届け出る。

(5) 自動車の運転については、免許を所有する保護者が同乗の場合のみ認める。それ以外での運転を禁止する。

(6) 自動車を運転しての通学は禁止する。

4. 自転車・原付バイク通学の許可に関する手続き

(1) 自転車・原付バイクによる通学を希望する者は、通学許可に関する使用条件をよく確認し、事前にHR担任をとおして、所定の用紙によって届け出て、許可を得なければならない。

(2) 自転車通学の使用可能区域は、旧松代町在住の生徒は自宅から学校まで、電車通学の生徒は自宅から最寄りの駅（自宅から一番近い駅）までとする。

(3) 原付バイク通学の対象生徒は、次の通りとする。

・自宅から学校までの利用は、下表に示す通学を禁止する区域以外に在住する生徒

<バイク通学を禁止する区域>

①松代・太平・小荒戸

②大島区以遠、十日町橋以遠、旧高柳町以遠

③その他 15km 以遠の地（大島区、旧川西町、旧高柳町からの通学は相談の上決定する）

・自宅から最寄の駅までの利用は、自宅から最寄の駅までの最短ルートが3km以上の区域に在住する生徒

(4) 自転車・バイク通学を許可された者は、係からステッカーを交付してもらい、指示された位置に貼り付ける（紛失した場合は再度申請し交付してもらう。自転車・バイクを変更した場合も同じ）。

(5) ヘルメットはフルフェイス型またはジェット型とする。

(6) 冬季間の自転車・原付バイク通学は禁止する。その期間については、別途指示する。

5. 原付バイク通学に関する遵守事項

- (1) 半キャップ・サンダル履きは厳禁とする。
- (2) 法令違反、またはその疑いのある改造は厳禁とする。（乗車・通学とも厳禁とする）
- (3) 危険な走法や他に迷惑を与える走法・暴走行為は厳禁とする。
- (4) 学校で実施する交通安全教育には必ず出席しなければならない。
- (5) 交通事故・法令違反があった場合は、すみやかにHR担任をとおして係に届け出る。
（無届けの場合は、後で指導することがある）
- (6) 原付バイクは学校の指定した場所に駐車する。

6. 原付バイク通学許可の取り消し

前記5の遵守事項に重大な違反をしたり、重大な事故を起こしたりした者には、原付バイク通学の許可を取り消すことがある。

附 則

平成 3 年 4 月 1 日	一部改正
平成 12 年 4 月 1 日	一部改正
平成 14 年 4 月 1 日	一部改正
平成 17 年 4 月 1 日	一部改正
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正